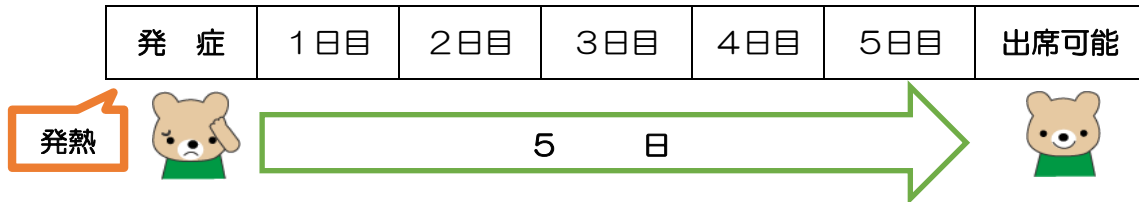


インフルエンザの出席停止期間について

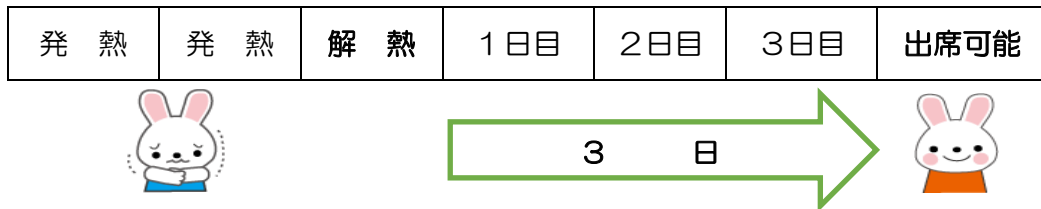
乳幼児の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。（学校保健安全法施行規則）

★出席停止期間の数え方：「発症した日」「解熱した日」の翌日を1日目とします。

① 発症した後5日を経過するまで * 「発症」とは「発熱」のことを指します。



② 解熱した後3日を経過するまで



登園の際には、下記に保護者が記入して保育園に提出をお願いします。

インフルエンザ用 登園届 (保護者記入)

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)

発症日 (発熱した日) _____ 月 _____ 日

熱が下がった日 _____ 月 _____ 日

出席停止期間 (休んだ日) _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____